入浴施設の衛生管理のポイント

浴槽

□毎日洗浄する。

※循環ろ過器を使用する場合、１週間に１回以上洗浄する。

□使用時の浴槽は、浴槽水を満たしておく。



浴槽水

□浴槽水はシャワーや打たせ湯に使用しない。

□毎日完全に換水する。

※循環ろ過器を使用する場合、１週間に１回以上完全に換水する。

入浴施設の衛生管理のポイント

浴槽水の消毒

□原則塩素系薬剤で消毒し、遊離残留塩素濃度を定期的に測定する。
□遊離残留塩素濃度は0.4mg/L程度、最大でも1.0mg/L以下に保つ。
□測定結果は３年間保管する。



入浴施設の衛生管理のポイント

水質検査



【循環ろ過器のない浴槽】

□１年に１回以上実施。

【循環ろ過器のある浴槽】

□毎日換水している場合

→１年に１回以上実施。

□浴槽水を連日使用し、塩素消毒を行い、気泡発生装置等がない場合

→１年に２回以上実施。

□浴槽水を連日使用し、塩素消毒でない場合や気泡発生装置等がある場合

→１年に４回以上実施。

□検査結果は３年間保管する。

レジオネラ属菌が検出された場合は、必ず保健所にご連絡ください。

入浴施設の衛生管理のポイント

循環ろ過器（配管含む）

□１週間に１回以上塩素消毒その他適切な消毒を行う。
□１週間に１回以上逆洗浄して汚れを排出する。



集毛器

□毎日洗浄する。

貯湯槽

□通常60℃以上、最大使用時55℃以上に保つ。
□定期的に生物膜の状況を監視し、必要に応じて清掃、消毒を行う。

入浴施設の衛生管理のポイント

シャワー

□少なくとも週に１回、内部の水が置き換わるように通水する。
□シャワーヘッドとホースは６ヶ月に１回以上点検する。
□内部の汚れとスケールを１年に１回以上洗浄、消毒を行う。

再開時のレジオネラ症対策に注意しましょう

□施設休止後の再開時は、レジオネラ属菌が増殖している危険性が高いので、十分に清掃・消毒した後に営業再開するよう注意してください。

参考資料等

・入浴施設におけるレジオネラ症発生防止に係る衛生措置ガイドライン
・茨城県保健医療部生活衛生課ホームページ
（https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/seiei/kankyo/seiei/seieitopikkusu/legionella/legi.html）

作成：中央保健所監視指導課